

別紙

契約保証金について

本入札案件については、契約履行の確実性を保証するため、契約保証金の納付を求めるものです。

落札者は、後記（2）で指定する期日までに契約保証金が納入してください。期日までに納入がなされないときは、その者の落札はその効力を失うものとします。

また契約は、契約保証金の納付が確認された後に仮契約が成立し、議会の議決後に本契約として締結されます。

1. 契約保証金の額

契約保証金の額は、那賀町財務規則に従い、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の額に相当する額とします。

2. 契約保証金の納付

落札者は、次に指定する日時までに契約保証金を、指定する方法にて町に納入してください。

① 納付期限

令和8年1月9日（金）17:00まで

② 支払い方法

現金のみ

③ 支払い場所

那賀町役場本庁舎 会計課出納室

3. 契約履行後の契約保証金の扱い

町は、契約の相手方が納付した契約保証金について、契約に基づく納入が完了したときには契約の相手方に次の方法により当該契約保証金を返還します。

- ① 契約保証金に領収の旨が付記され、会計課出納室の記名、領収印が押印された「預り証」の提出により、これを返還します。
- ② ただし、契約の相手方が正当な理由無く、その契約上の義務を履行しなかつた場合には、契約保証金は町に帰属します。

以上をご理解の上、入札にご参加ください。